

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

1 指摘事項

(1) 共通事項

機関名	指摘内容	講じた措置
1件20万円未満の支出について、支出負担行為が適期に行われていない事例が多数あった。		<p>支出負担行為を行う時期や方法等については、令和2年度末に会計規則の運用方針を一部改正し、具体的に示しているところである。</p> <p>さらに令和3年度末においては、支出負担行為書作成の要否は、源泉徴収の有無に左右されるものではないという考えのもと、源泉徴収を要するものは支出負担行為書の作成が省略できないとする鳥取県会計規則の運用方針の規定を削除し、支出負担行為作成の要否の範囲（1件20万円未満は支出負担行為兼仕訳書で処理可能）をより明確にする改正を行った。</p> <p>引き続き、適正な事務処理の確保に向けた会計制度の見直しを行うとともに、研修や実地検査等を通して、適正な事務処理を周知徹底する。</p>
機関名	指摘内容	
県民参画協働課	令和2年度とっとり若者広聴レンジャーとしての広聴活動等に係る委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
通商物流課	ロシアのIT事情を知るWEBセミナーに係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク	鳥取県立倉吉ハローワーク職員研修会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
教育総務課	令和2年度健康管理担当医派遣に係る委託料について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
小中学校課	英語教育推進会議外7件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延しているものがあった。	
高等学校課	地域みらい留学2020年度参画契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
	鳥取県教育審議会学校等教育分科会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延しているものがあった。	
人権教育課	性的マイノリティの人権学習会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延しているものがあった。	
博物館	企画展「輝いていた60's」の講演会等に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
体育保健課、鳥取商業高等学校、米子南高等学校	運動部活動外部指導者に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
鳥取商業高等学校	文化部活動地域専門指導者招へい事業に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
青谷高等学校	国際交流事業通訳料に係る経費外2件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
米子東高等学校	鳥取県スポーツ指導者研修会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
米子南高等学校	文化部活動地域専門指導者招へい事業に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	
鳥取聾学校	文化・芸術活動を推進する人材育成事業に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

(2) 個別事項

機関名	指摘内容	講じた措置
<p>令和新時代創造本部 男女共同参画センター</p>	<p>倉吉未来中心保守点検業務等委託費用負担金について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要 要：施設管理者には除雪業務委託料の負担がある場合は年度内に知らせてもらうよう依頼していたにもかかわらず事前の要請はなく、施設管理者から令和3年4月28日に令和3年3月分の負担金の請求を受け、初めて駐車場除雪業務委託料の負担金があることを認識したものの、除雪費用は当初予算で措置済みであり、また、当初の支出負担行為時に除雪費用の負担があるかもしれないことについては認識していた。 ・相手方：(公財) C ・支出負担行為済額：1,787,782円 ・変更支出負担行為額：14,699円(駐車場除雪分)(増額) ・請求日・受理日：R3.4.28 ・支出負担行為起案日：R3.4.30 ・支出負担行為決裁日：R3.4.30 ・遅延日数：30日(年度終了のR3.3.31から算定した。) ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 	<p>請求者に対する除雪費負担にかかる請求の確認を怠り、結果として請求書が届くまで会計処理が出来なかったものである。</p> <p>再発防止に向け、令和3年度以降は、当初の支出負担行為作成時に除雪委託料(予算額)を含めた額で起案するよう改めた。</p> <p>また、年間の業務計画一覧表に3月中旬に請求額を確認するという項目を追加し、職員全員が業務の遂行時期を認識し担当者が変わっても確実に実行できるようにした。</p> <p>なお、令和3年度は、3月中旬に請求者に請求金額の確認をしたところ、年度当初の見込額を上回っていたため、令和4年3月13日に増額の支出負担行為を行った。</p>
<p>交流人口拡大本部 観光交流局 観光戦略課</p>	<p>観光客入込動態調査業務委託契約について、一般競争入札の結果不落札となったため、予定価格を増額変更して随意契約を行っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要 要：一般競争入札の不落札を理由とした随意契約では、予定価格を変更することはできないが、誤って予定価格を増額していた。会計指導課による会計実地検査において、当初の予定価格と実際の契約額の差額を、契約相手の同意を得て減額するよう指導を受け、当初予定価格と当初契約額の差額について、減額の変更契約を締結している。 ・当初予定価格：2,896,850円 ・変更後予定価格：3,059,650円 ・当初契約額：2,915,550円 ・当初予定価格と当初契約額の差額：18,700円 ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方：契約事務が著しく 	<p>委託契約の一般競争入札を行った際に、不落札となった場合は、当初に定めた予定価格等の条件を変更することができないという認識が職員及び上司になかったことが原因である。</p> <p>当該事案については、当初予定価格2,896,850円と当初契約額2,915,550円の差額18,700円について、減額の変更契約を締結した。</p> <p>令和3年12月17日に、今回の指摘内容を所属内に周知するとともに契約事務処理要領についての所属内研修を行い、今後同様の事例が生じた場合に適切に対応できるよう周知徹底した。</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	不適正	
<p>総務部 公文書館</p>	<p>つり銭に係る返納金について、戻入が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要：新鳥取県史全巻刊行記念シンポジウムでの刊行物販売のためのつり銭について、精算後の戻入が遅延していた。 ・資金前渡金額：30,000円 ・資金前渡日：R2.11.6 ・精算日：R2.11.10 ・戻入期限日：R2.11.20 ・戻入日：R3.3.16 ・遅延日数：3か月24日 ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の確認不足 ・指摘の考え方：資金前渡の精算が適期に行われていない(返納額の合計額1万円以上で3か月以上) 	<p>資金前渡の精算が終了した後、財務システムから返納通知書を出力するのを失念したため、事務が遅延したものである。</p> <p>財務システムから納入通知書を出力し、金庫に保管していた資金前渡の現金30,000円を令和3年3月16日に戻入した。</p> <p>再発防止に向け、令和3年3月18日に、庶務担当者の打合せで今回の事案を共有し、フロー図等で資金前渡の精算手続を改めて確認するとともに、今後は主査・副査で漏れが無いよう相互に確認し、さらに上司も確認することを徹底するようにした。</p>
<p>東部県税事務所</p>	<p>自動車税環境性能割・自動車税種別割申告書(報告書)等受付・審査業務に係る委託契約について、積算金額を上回る額で予定価格を決定していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要：予定価格の決定は積算した額とすべきところ、他に考慮すべき事情がないにもかかわらず、発注時に千円未満の端数を切り上げて予定価格の積算として記載し、その額で予定価格を決定していた。 ・予定価格の積算内訳の額：11,311,216円 ・予定価格の積算：11,312,000円 ・超過額：784円 ・予定価格：11,312,000円 ・契約金額：11,312,000円 ・契約方法：随意契約(1者) ・発生の原因：担当者及び上司の規則等への認識不足 ・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正 	<p>担当者の契約事務に対する認識不足並びに副査及び上司によるチェックが十分行われていなかったことが原因である。</p> <p>再発防止に向け、令和3年12月13日に今回の監査の指摘事項を所内で伝達し、適切な会計事務処理の徹底に向けた内部研修を行い、令和3年度以降の契約については、積算した額で予定価格を決定することを徹底した。</p>
<p>地域づくり推進部 県民参画協働課</p> <p>【共通事項再掲】</p>	<p>令和2年度とっとり若者広聴レンジャーとしての広聴活動等に係る委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要：広聴レンジャーとして高校生の2グループ11名が活動を開始した後に、活動開始日を委託期間の始期として契約何を行っていた。 ・契約方法：随意契約(1者) ・相手方：団体D、団体E ・契約額：100,000円×2団体 ・委託期間：R2.8.7～R3.2.28 	<p>担当者が委託事業(広聴活動)開始前に支出負担行為を行うのを失念していたこと及び事業の進捗状況について上司によるチェックが十分に行われていなかったことが原因である。</p> <p>再発防止に向け、所属内に今回の監査の指摘事項を伝達し、同様の事態が発生しないように周知するとともに、上司が進捗管理及び必要な声掛けを行い、適切な事務処理を徹底することを所属内で確認した。</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契 約 日：契約金額50万円未済につき請書の徴取省略 ・ 支出負担行為起案日：R2.9.7 ・ 支出負担行為決裁日：R2.9.11 ・ 遅 延 日 数：1か月4日 ・ 発 生 の 原 因：担当者及び上司の進行管理不足 ・ 指 摘 の 考 え 方：支出負担行為が適期に行われていない 	<p>また、年度末から年度当初にかけて支出負担行為を行わなければならない業務を一覧にとりまとめて所属内の電子会議室で共有し、進捗状況の確認や四半期毎など適宜一覧の見直しを行い、事務の遅延を防止することとした。</p>
文化政策課	<p>県民文化会館空気調和設備部品更新業務に係る委託契約について、予定価格の積算金額を上回る額で予定価格を決定していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概 要：予定価格の決定に際し、発注何に記載した予定価格の積算に違算があることに気付いたものの、正しい積算が予算額を上回っていたことから、予算額を予定価格として決定していた。 ・ 契 約 形 態：一般競争入札 ・ 予定価格の積算：20,488,600円(違算) ・ 正しい積算額：23,626,900円 ・ 予 定 価 格：23,360,000円(予算額) ・ 契 約 額：23,100,000円 ・ 発 生 の 原 因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・ 指 摘 の 考 え 方：契約事務が著しく不適正 </div>	<p>予算要求額及び発注何における予定価格について、担当者の積算に誤りがあったこと及び所属内でのチェックが不十分であったことが原因である。</p> <p>当該契約の扱いについて会計指導課と協議を行い、予定価格の決定過程に問題があるものの、発注仕様に対する契約額は妥当であるとの見解であったことから、契約を継続した。</p> <p>再発防止に向け、所属内でのチェック体制を強化し、予算を適切に見積るとともに、発注何の際には、所属内で予算額との照合を徹底することとした。</p>
文化政策課	<p>指定管理者への物品貸付について、不用決定等を行う前に処分しているものがあった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 概 要 ①令和2年度の物品確認で所在が確認できなかった。指定管理者との間で物品貸付契約を締結していなかった。 ②故障や更新のため、指定管理者から県に返還する必要があったが、手続をせず、指定管理者が処分していた。平成31年度に第4期指定管理を開始するに当たり物品貸付契約を締結しようとしたところ、第3期以前から貸与していた物品について返還等の手続がされていないことに気付いたが、令和2年度に亡失等の手続を行った。なお、いずれの施設も指定管理者は第1期（平成18年4月1日～平成21年3月31日）から同じ者が行っている。 ③指定管理者から借受物品返還書を受領していた（H29.7.4受理）が、不用決定をしていなかった。 ・ 発 生 の 原 因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・ 指 摘 の 考 え 方：物品の管理が著しく不 </div>	<p>①の貸付契約の未締結及び③の不用決定の処理漏れについては、県担当者の物品貸付事務に対する認識不足が原因であり、②については、これに加え指定管理者に対しての貸付に係る事務手続の周知・指導が徹底されていなかったことが原因である。</p> <p>加えて、いずれの事案においても、過去の物品照合が適切に行われていなかったこと及び所属内でのチェックが不十分であったことも原因である。</p> <p>令和2年度に実施した物品照合において、所在の確認できなかった物品については既に指定管理者において処分済であることを確認し、亡失物品として亡失物品払出処理を行った。</p> <p>再発防止に向け、所属内で貸付事務手続の再確認を行うとともに、指定管理者に対しても貸付物品の管理に係る一連の事務処理手続について周知した。併せて、県で作成した貸付物品の台帳を毎年指定管理者に共有し、確認を徹底することとした。</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置																																																																																																									
	<p style="text-align: center;">適正</p> <table border="1" data-bbox="379 293 1171 954"> <thead> <tr> <th>施設名 (指定管理者)</th> <th>番号</th> <th>品名</th> <th>取得年月日</th> <th>取得金額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">県民文化会館 (公財W)</td> <td rowspan="3">①</td> <td>演台</td> <td>H2. 8. 31</td> <td>154,500</td> </tr> <tr> <td>オペラカーテン</td> <td>H5. 3. 31</td> <td>10,351,500</td> </tr> <tr> <td>プロジェクター用画像変換器</td> <td>H19. 6. 29</td> <td>584,713</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">②</td> <td>ビジネスキッチン</td> <td>H5. 6. 30</td> <td>103,659</td> </tr> <tr> <td>ビデオカメラ (VHS)</td> <td>H5. 6. 30</td> <td>133,694</td> </tr> <tr> <td>ビデオカメラ (8ミリ)</td> <td>H5. 6. 30</td> <td>126,381</td> </tr> <tr> <td>16ミリ映写機</td> <td>H5. 6. 30</td> <td>309,000</td> </tr> <tr> <td>カメラ</td> <td>H5. 6. 30</td> <td>133,694</td> </tr> <tr> <td>サービス台1</td> <td>H5. 8. 31</td> <td>257,500</td> </tr> <tr> <td>サービス台2</td> <td>H5. 8. 31</td> <td>257,500</td> </tr> <tr> <td>サービス台3</td> <td>H5. 8. 31</td> <td>257,500</td> </tr> <tr> <td>サービス台4</td> <td>H5. 8. 31</td> <td>257,500</td> </tr> <tr> <td>ポータブルミキサー</td> <td>H7. 5. 31</td> <td>209,090</td> </tr> <tr> <td>スライドプロジェクター</td> <td>H9. 6. 19</td> <td>141,750</td> </tr> <tr> <td>スライドプロジェクター及び映写台</td> <td>H12. 10. 11</td> <td>162,750</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">倉吉未来中心 (公財W)</td> <td rowspan="4">②</td> <td>収納卓</td> <td>H13. 2. 28</td> <td>609,000</td> </tr> <tr> <td>ベンチ1</td> <td>H13. 2. 20</td> <td>100,033</td> </tr> <tr> <td>ベンチ2</td> <td>H13. 2. 20</td> <td>100,033</td> </tr> <tr> <td>ベンチ3</td> <td>H13. 2. 20</td> <td>100,033</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">③</td> <td>ベンチ4</td> <td>H13. 2. 20</td> <td>100,033</td> </tr> <tr> <td>架本体1</td> <td>H13. 2. 28</td> <td>275,625</td> </tr> <tr> <td>架本体2</td> <td>H13. 2. 28</td> <td>275,625</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">米子コンベン ションセンター (公財X)</td> <td rowspan="5">②</td> <td>架本体3</td> <td>H13. 2. 28</td> <td>275,625</td> </tr> <tr> <td>ファクシミリ</td> <td>H13. 3. 19</td> <td>127,155</td> </tr> <tr> <td>コールドテーブル</td> <td>H9. 12. 19</td> <td>442,050</td> </tr> <tr> <td>液晶モニター(スタンド付移動型) 1</td> <td>H23. 1. 26</td> <td>787,500</td> </tr> <tr> <td>液晶モニター(スタンド付移動型) 2</td> <td>H23. 1. 26</td> <td>787,500</td> </tr> <tr> <td>催事案内入力及び表示ソフト</td> <td>H23. 1. 26</td> <td>1,575,000</td> </tr> <tr> <td>情報制御用PC (管理端末)</td> <td>H23. 1. 26</td> <td>315,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td>19,310,943</td> </tr> </tbody> </table>	施設名 (指定管理者)	番号	品名	取得年月日	取得金額 (円)	県民文化会館 (公財W)	①	演台	H2. 8. 31	154,500	オペラカーテン	H5. 3. 31	10,351,500	プロジェクター用画像変換器	H19. 6. 29	584,713	②	ビジネスキッチン	H5. 6. 30	103,659	ビデオカメラ (VHS)	H5. 6. 30	133,694	ビデオカメラ (8ミリ)	H5. 6. 30	126,381	16ミリ映写機	H5. 6. 30	309,000	カメラ	H5. 6. 30	133,694	サービス台1	H5. 8. 31	257,500	サービス台2	H5. 8. 31	257,500	サービス台3	H5. 8. 31	257,500	サービス台4	H5. 8. 31	257,500	ポータブルミキサー	H7. 5. 31	209,090	スライドプロジェクター	H9. 6. 19	141,750	スライドプロジェクター及び映写台	H12. 10. 11	162,750	倉吉未来中心 (公財W)	②	収納卓	H13. 2. 28	609,000	ベンチ1	H13. 2. 20	100,033	ベンチ2	H13. 2. 20	100,033	ベンチ3	H13. 2. 20	100,033	③	ベンチ4	H13. 2. 20	100,033	架本体1	H13. 2. 28	275,625	架本体2	H13. 2. 28	275,625	米子コンベン ションセンター (公財X)	②	架本体3	H13. 2. 28	275,625	ファクシミリ	H13. 3. 19	127,155	コールドテーブル	H9. 12. 19	442,050	液晶モニター(スタンド付移動型) 1	H23. 1. 26	787,500	液晶モニター(スタンド付移動型) 2	H23. 1. 26	787,500	催事案内入力及び表示ソフト	H23. 1. 26	1,575,000	情報制御用PC (管理端末)	H23. 1. 26	315,000	計				19,310,943	
施設名 (指定管理者)	番号	品名	取得年月日	取得金額 (円)																																																																																																							
県民文化会館 (公財W)	①	演台	H2. 8. 31	154,500																																																																																																							
		オペラカーテン	H5. 3. 31	10,351,500																																																																																																							
		プロジェクター用画像変換器	H19. 6. 29	584,713																																																																																																							
	②	ビジネスキッチン	H5. 6. 30	103,659																																																																																																							
		ビデオカメラ (VHS)	H5. 6. 30	133,694																																																																																																							
		ビデオカメラ (8ミリ)	H5. 6. 30	126,381																																																																																																							
		16ミリ映写機	H5. 6. 30	309,000																																																																																																							
		カメラ	H5. 6. 30	133,694																																																																																																							
		サービス台1	H5. 8. 31	257,500																																																																																																							
		サービス台2	H5. 8. 31	257,500																																																																																																							
		サービス台3	H5. 8. 31	257,500																																																																																																							
		サービス台4	H5. 8. 31	257,500																																																																																																							
		ポータブルミキサー	H7. 5. 31	209,090																																																																																																							
		スライドプロジェクター	H9. 6. 19	141,750																																																																																																							
		スライドプロジェクター及び映写台	H12. 10. 11	162,750																																																																																																							
倉吉未来中心 (公財W)	②	収納卓	H13. 2. 28	609,000																																																																																																							
		ベンチ1	H13. 2. 20	100,033																																																																																																							
		ベンチ2	H13. 2. 20	100,033																																																																																																							
		ベンチ3	H13. 2. 20	100,033																																																																																																							
	③	ベンチ4	H13. 2. 20	100,033																																																																																																							
		架本体1	H13. 2. 28	275,625																																																																																																							
		架本体2	H13. 2. 28	275,625																																																																																																							
米子コンベン ションセンター (公財X)	②	架本体3	H13. 2. 28	275,625																																																																																																							
		ファクシミリ	H13. 3. 19	127,155																																																																																																							
		コールドテーブル	H9. 12. 19	442,050																																																																																																							
		液晶モニター(スタンド付移動型) 1	H23. 1. 26	787,500																																																																																																							
		液晶モニター(スタンド付移動型) 2	H23. 1. 26	787,500																																																																																																							
催事案内入力及び表示ソフト	H23. 1. 26	1,575,000																																																																																																									
情報制御用PC (管理端末)	H23. 1. 26	315,000																																																																																																									
計				19,310,943																																																																																																							
<p>文化財局 とっとり弥 生の王国推 進課</p>	<p>青谷上寺地遺跡史跡活用事業業務の実施に係る委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。</p> <p>・概要：予定価格の積算額が100万円以上であったが、予定価格調書の作成を失念していた。</p> <p>・相手方：S協議会</p> <p>・契約形態：随意契約（1者）</p> <p>・契約日：R2. 4. 1</p> <p>・契約期間：R2. 4. 1～R3. 3. 31</p> <p>・予定価格：4,000,000円</p> <p>・契約額：4,000,000円</p> <p>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</p> <p>・指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上）</p>	<p>担当者が予定価格調書の必要性を失念していたこと並びに副査及び上司による起案時に予定価格調書添付の有無のチェック不足によることが原因である。</p> <p>副査と共に経緯及び現状を確認し、令和3年6月28日に、今回の指摘内容を所属内に口頭で周知するとともに、次回の起案時に参照する当該事業の文書ファイルに付箋及び朱書きにて注意書きを行った。</p> <p>更に、今年度から発注何決裁後、速やかに所属長へ予定価格調書の作成依頼を行い、開札日前日に主査・副査が予定価格調書の受領を確認することとした。</p>																																																																																																									
<p>福祉保健部 ささえあい 福祉局子ども 発達支援課</p>	<p>医療的ケア児等の地域生活支援を担う看護職員等養成研修事業委託業務契約外1件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・概要：相手方が契約締結前に当該業務に係る調整を開始していたことは承知していたが、調整業務開始前に支出負担行為を行い、契約を締結しておかないといけないという認識がなかった。発注何や契約何の際も、契約締結日や契約期間、支出負担行為の日を遡ったり、契約書に遡及効を設ける等の対応は行っていなかった。</p>	<p>担当者の認識不足に加え、上司の進捗状況の把握が不十分だったことが原因である。</p> <p>担当者（担当係長を含む。）と総括課長補佐が定期的（2週に1回程度）に電子会議室を利用して進捗状況を確認するなど、これまで以上に情報を共有し、事務遅延や不適正な事務処理につながらないよう体制を再構築した。</p>																																																																																																									

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置																								
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 689 671 730">業務名</th> <th data-bbox="671 689 746 730">相手方</th> <th data-bbox="746 689 874 730">委託料(円)</th> <th data-bbox="874 689 995 730">支出負担行 決裁日</th> <th data-bbox="995 689 1070 730">契約 締結日</th> <th data-bbox="1070 689 1177 730">契約 期間</th> <th data-bbox="1177 689 1321 730">業務開始日 (報告書で確 認できた日)</th> <th data-bbox="1321 689 1385 730">遅延 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 730 671 801">医療的ケア児等の地域生活支援を担う看護職員等養成研修事業委託業務契約</td> <td data-bbox="671 730 746 801">(公財) F</td> <td data-bbox="746 730 874 801">1,248,065</td> <td data-bbox="874 730 995 801">R2. 8. 18</td> <td data-bbox="995 730 1070 801">R2. 8. 18</td> <td data-bbox="1070 730 1177 801">R2. 8. 18 ～ R3. 3. 20</td> <td data-bbox="1177 730 1321 801">R2. 5. 29</td> <td data-bbox="1321 730 1385 801">2か月 20日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 801 671 873">リハビリテーション関連事業所職員研修実施業務</td> <td data-bbox="671 801 746 873">(一社) G</td> <td data-bbox="746 801 874 873">117,555</td> <td data-bbox="874 801 995 873">R2. 10. 19</td> <td data-bbox="995 801 1070 873">R2. 10. 19</td> <td data-bbox="1070 801 1177 873">R2. 10. 19 ～ R3. 1. 29</td> <td data-bbox="1177 801 1321 873">R2. 6. 2</td> <td data-bbox="1321 801 1385 873">4か月 17日</td> </tr> </tbody> </table>	業務名	相手方	委託料(円)	支出負担行 決裁日	契約 締結日	契約 期間	業務開始日 (報告書で確 認できた日)	遅延 日数	医療的ケア児等の地域生活支援を担う看護職員等養成研修事業委託業務契約	(公財) F	1,248,065	R2. 8. 18	R2. 8. 18	R2. 8. 18 ～ R3. 3. 20	R2. 5. 29	2か月 20日	リハビリテーション関連事業所職員研修実施業務	(一社) G	117,555	R2. 10. 19	R2. 10. 19	R2. 10. 19 ～ R3. 1. 29	R2. 6. 2	4か月 17日	
業務名	相手方	委託料(円)	支出負担行 決裁日	契約 締結日	契約 期間	業務開始日 (報告書で確 認できた日)	遅延 日数																			
医療的ケア児等の地域生活支援を担う看護職員等養成研修事業委託業務契約	(公財) F	1,248,065	R2. 8. 18	R2. 8. 18	R2. 8. 18 ～ R3. 3. 20	R2. 5. 29	2か月 20日																			
リハビリテーション関連事業所職員研修実施業務	(一社) G	117,555	R2. 10. 19	R2. 10. 19	R2. 10. 19 ～ R3. 1. 29	R2. 6. 2	4か月 17日																			
健康医療局 医療・保険課	<p>鳥取県後期高齢者医療高額医療費負担金について、変更承認及び変更交付決定を行っていなかった。</p> <p>・概要：要：変更承認申請書を受理したが、簿冊に綴ったままで処理を行っていなかったため、追加変更申請額を令和3年度に支出することになったもの。</p> <p>・申請者：V連合</p> <p>・追加変更申請額：225,401,733円</p> <p>・変更承認申請日：R3. 2. 4 (受付印なし)</p> <p>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</p> <p>・指摘の考え方：変更承認及び変更交付決定が行われていない</p>	<p>担当者が変更承認申請書を受理していたものの、簿冊に綴り込んだまま処理を失念していたこと及び上司の業務進捗管理が不十分であったことが原因である。</p> <p>相手方から提出された実績報告に基づき額の確定を行い、追加交付を行った。</p> <p>再発防止に向けては、事案を確認した後に、事務処理の遅れや漏れがないよう、上司及び担当で業務の進捗管理を適切に行うことを所属内に周知、注意喚起するとともに、担当者に補助金業務の取扱いについて指導した。</p> <p>なお、令和4年度から、各担当業務の進捗等を、定期的に確認し、課内で共有するなど、課全体で進捗管理が適切に行われるよう対策を講じることとした。</p>																								
鳥取看護専門学校	<p>鳥取県立鳥取看護専門学校入学試験問題作成採点等業務委託契約について、契約書に添付すべき業務仕様書を添付していなかった。</p> <p>・相手方：(株)U</p> <p>・契約金額：1,445,400円</p> <p>・契約期間：R2. 8. 4～R3. 1. 27</p> <p>・発生の原因：担当者及び上司の確認不足</p> <p>・指摘の考え方：契約事務が著しく不正確</p>	<p>契約書の内容を把握できていない職員が契約書の袋とじ作業を行い仕様書の未添付を見落としたこと及び施行確認時において文書管理主任によるチェックが十分でなかったことが原因である。</p> <p>当該委託業務は随意契約としていたため、契約の相手方とは、見積依頼時から仕様の調整と確認を綿密に行っており、仕様書の未添付による業務遂行への影響は無かった。</p> <p>再発防止に向け、令和4年度からは、担当者以外の職員が袋とじを行う際には、起案内容を十分に理解した上で行うことを確認した。</p> <p>また、文書管理主任の施行確認にお</p>																								

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
<p>商工労働部 通商物流課</p> <p>【共通事項再掲】</p>	<p>ロシアのIT事情を知るWEBセミナーに係る経費について、支出負担行為の事務手続きが遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者：2名 ・科目及び金額：報償費 60,000円 ・開催日：R2.10.13 ・支出負担行為起案日：R2.10.22 ・支出負担行為決裁日：R2.10.22 ・遅延日数：9日 <p>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>いても施行文書(契約書本文)のみならず、添付文書についても十分にチェックを行うこととした。</p> <p>担当者及び上司の会計規則等の認識不足が原因である。</p> <p>所属課員に対して、報償費に関する支出負担行為時期について改めて周知し、適切な時期に支出負担行為を行うことに留意するよう指示した。</p> <p>再発防止に向け、セミナー等を実施し報償費を支払う可能性がある際は、先方の受領の意思が不明な場合にも、事業実施の前に支出負担行為を行うことを上司及び担当者がダブルチェックにて確認することとした。</p>
<p>雇用人材局 鳥取県立倉吉ハローワーク</p> <p>【共通事項再掲】</p>	<p>鳥取県立倉吉ハローワーク職員研修会に係る経費について、支出負担行為の事務手続きが遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者：1名 ・科目及び金額：報償費 69,300円、特別旅費 5,192円 ・開催日：R2.10.14 ・支出負担行為起案日：R2.10.22 ・支出負担行為決裁日：R2.10.22 ・遅延日数：12日 <p>・発生の原因：担当者及び上司の確認不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>今回の経費(職員研修講師の報酬及び旅費)について、支払う相手方が個人事業主であり源泉徴収の必要があったが、担当者が法人への支払で源泉徴収の必要が無く、事後に支出負担行為兼支出仕訳書を行えば良いと錯誤していたこと及び上司による進捗管理が十分行われていなかったことが原因である。</p> <p>直ちに支出負担行為を行い、源泉徴収を行った上で支払った。</p> <p>再発防止に向け、研修にかかる経費が支出負担行為を伴わない少額であった場合でも、講師依頼の起案時に相手方が法人であるか個人であるかを確認することとした。</p>
<p>農林水産部 農業振興戦略監とっとり農業戦略課</p>	<p>スマート農業技術の実証及び検証業務に係る委託契約について、支出負担行為の事務手続きが遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要：令和元年度から引き続き行っている事業であり、契約書に令和2年4月1日から遡及的に適用できる旨の規定を設けていた。 ・契約方法：随意契約(1者) ・相手方：(株)H ・契約額：1,678,527円 ・委託期間：R2.4.3~R3.3.31 (ただし、令和2年4月1日からの遡及効とする。) ・契約日：R2.4.3 ・支出負担行為起案日：R2.4.2 ・支出負担行為決裁日：R2.4.3 	<p>委託契約に係る支出負担行為に関し、担当者及び上司の進行管理が不足していたことが原因である。</p> <p>再発防止に向け、令和2年8月26日に令和2年度会計実地検査結果を所属内に周知するとともに、担当者と改善方法を検討した。</p> <p>この結果、令和3年3月11日に所属内で収入調定、支出負担行為、補助金交付決定等の関連業務の一覧表を作成し、担当者及び上司が相互に事務手続きを確認するよう周知した。</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>・遅延日数：2日</p> <p>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	
農地・水保全課	<p>ため池の低水位管理検討事業委託契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・概要：事業の委託を行うに当たり、相手方へ受託研究申込をし、研究受入決定通知を受理後に支出負担行為の起案を行ったが、契約締結日を相手方が設定するため、契約締結設定日後となった。</p> <p>・受託者：(大) K</p> <p>・契約方法：随意契約（1者）</p> <p>・受託研究申込：R2. 4. 14</p> <p>・受託研究受入決定：R2. 4. 27</p> <p>・契約日：R2. 4. 28</p> <p>・支出負担行為起案：R2. 4. 30</p> <p>・支出負担行為決裁：R2. 5. 7</p> <p>・遅延日数：9日</p> <p>・発生の原因：受託者の意向、担当者及び上司の規則等の認識不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>委託事務の契約締結を行うに際し、担当者及び上司の会計規則等の認識不足により受託者の意向を基に契約締結日を設定し、事務手続を行っていたことが原因である。</p> <p>令和3年度の委託契約においては、契約日を支出負担行為決裁日とし契約締結を行った。なお、受託者についても制度の趣旨を説明し了解を得た。</p> <p>再発防止に向け、令和3年3月8日に支出負担行為、補助金交付決定等の関連業務の一覧表を作成し、担当者及び上司が相互に事務手続を確認するよう周知した。</p> <p>また、令和3年11月29日に、今回の指摘内容を所属内に周知した。</p>
<p>県土整備部 河川課</p>	<p>雑入（河川法第67条による原因者負担金）について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。</p> <p>・調定額：936,182,254円</p> <p>・収入済額：6,000円</p> <p>・未収金額：936,176,254円</p> <p>・智頭町内の土砂崩落(H14.1)に係るもの・・・889,259,046円</p> <p>・鳥取市内の河川へのPCB流出に係るもの・・・46,917,208円</p>	<p>回収困難となっている未収金は、①残廃土が崩落し、千代川を閉塞させたため、県が原因者に代わり河川応急工事を実施したものの費用及び②勝部川沿いの採石場が崩落し、PCBが河川に流出したため、県が原因者に代わり河川内の土砂を撤去したものの費用である。</p> <p>①については、役員個人への債権について、平成27年度から少額ずつ納付されており、令和2年度も少額納付されており、引き続き粘り強く催促していく。</p> <p>②については、既に事業を中止しており、関連会社も事業停止中である。平成27年に法人代表者及び令和3年にその役員が死亡し未納が続いており、今後の回収は困難であることが予想される。関係者が不在となり、回収財産がないと見込まれる場合は不納欠損処分についても検討を進める。</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置																					
淀江産業廃棄物処理施設計画審査室	<p>淀江産業廃棄物処理施設計画地周辺地下水等調査に係る土地賃貸借契約について、遑って契約していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・概要：契約の相手方と貸付開始日を交渉中、相手方との交渉が急遽まとまったため、貸付契約日以後に契約の事務手続を行うこととなり、契約事務手続が遅延した。 ・契約方法：随意契約（1者） ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない </div>	<p>調査に早期着手できるよう契約の相手方と貸付開始日を交渉中、交渉が急遽まとまったため、貸付契約日以後に事務手続を行うこととなり、担当者として上司が業務の進行管理ができていなかったものである。</p> <p>室員に対し、適正な契約事務を徹底するよう指導した。</p> <p>再発防止に向け、年度当初に予定している支出負担行為の進捗管理表を作成し、室内で共有することで、契約事務の進行管理を図った。</p>																					
	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">契約の相手方</th> <th style="width: 35%;">個人 I</th> <th style="width: 35%;">個人 J</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約金額</td> <td style="text-align: center;">101,342円</td> <td style="text-align: center;">18,016円</td> </tr> <tr> <td>契約期間</td> <td style="text-align: center;">R2. 7. 1～R3. 3. 31</td> <td style="text-align: center;">R2. 7. 1～R3. 3. 31</td> </tr> <tr> <td>契約日</td> <td style="text-align: center;">R2. 7. 1</td> <td style="text-align: center;">R2. 7. 1</td> </tr> <tr> <td>契約伺起案日</td> <td style="text-align: center;">R2. 7. 8</td> <td style="text-align: center;">R2. 7. 8</td> </tr> <tr> <td>支出負担行為決裁日</td> <td style="text-align: center;">R2. 7. 8</td> <td style="text-align: center;">R2. 7. 8</td> </tr> <tr> <td>遡り日数</td> <td style="text-align: center;">7日</td> <td style="text-align: center;">7日</td> </tr> </tbody> </table>	契約の相手方	個人 I	個人 J	契約金額	101,342円	18,016円	契約期間	R2. 7. 1～R3. 3. 31	R2. 7. 1～R3. 3. 31	契約日	R2. 7. 1	R2. 7. 1	契約伺起案日	R2. 7. 8	R2. 7. 8	支出負担行為決裁日	R2. 7. 8	R2. 7. 8	遡り日数	7日	7日	
契約の相手方	個人 I	個人 J																					
契約金額	101,342円	18,016円																					
契約期間	R2. 7. 1～R3. 3. 31	R2. 7. 1～R3. 3. 31																					
契約日	R2. 7. 1	R2. 7. 1																					
契約伺起案日	R2. 7. 8	R2. 7. 8																					
支出負担行為決裁日	R2. 7. 8	R2. 7. 8																					
遡り日数	7日	7日																					
鳥取県土整備事務所	<p>大路川西大路排水機場ほか6箇所に係る自家用電気工作物保安管理業務委託契約について、次のような状況が見受けられた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要：業務の性質上、年間契約の必要があるが、見積合わせが3月30日であったこと、相手方が作成する契約書の受領が4月3日となったことから、契約日を遡ることとなったもの。 ・契約方法：随意契約 ・契約の相手方：(一財) L ・契約金額：916,080円 ・委託期間：R2. 4. 1～R3. 3. 31 ・契約日：R2. 4. 1 ・契約伺起案日：R2. 4. 3 ・契約伺決裁日：R2. 4. 6 ・遡り日数：5日 ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない <p>(2) 変更契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要：倉田排水機場の設備増設（低圧受電から高圧受電へ、予備発電装置容量及び台数増等）に伴い、当該業務の変更契約が必要と </div>	<p>(1) 支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>事務処理に必要な時間を考慮せず、見積合わせ期限を3月30日と設定したため生じたものである。</p> <p>再発防止に向けて、事務処理に必要な時間を考慮し、見積期限を早めに設定することとした。</p> <p>なお、令和3年度は3月22日に期限を設定し、遡ることなく適正に契約を締結した。</p> <p>(2) 変更契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>設備増設を行った事業課と契約担当課との意思疎通が不十分で、契約内容の変更が遅れたものである。</p> <p>再発防止に向け、設備の更新等がある場合は、事業課から契約担当課へ必ず情報提供するとともに、契約担当課からも事前に事業課に対し、契約変更の必要の有無を照会することを徹底する対策を関係課で申し合わせた。</p>																					

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<p>なったが、相手方から手数料と変更契約書の提示が設備変更後となったことから、契約日を遡ることとなったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更後の契約金額：1,112,621円（196,541円の増） ・ 変更契約日：R2.6.16（設備の変更日） ・ 変更契約伺起案日：R2.7.16 ・ 変更契約伺決裁日：R2.7.17 ・ 遡り日数：1か月1日 <p>・ 発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</p> <p>・ 指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	
<p>病院局 病院局総務課</p>	<p>顧問弁護士委託業務に係る契約について、予定価格調書を作成していなかった。</p> <p>・ 概要：相手方が1者のみの随意契約であったため、予定価格調書の作成までは必要ないと誤認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算額：2,640,000円 ・ 契約額：2,640,000円 ・ 契約期間：R2.4.1～R3.3.31 ・ 発注伺起案日：R2.2.28 ・ 発注伺決裁日：R2.2.28 ・ 見積書受理日：R2.3.6 <p>・ 発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</p> <p>・ 指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上）</p>	<p>契約相手方が1者しかいないため、当該相手方から徴した見積書記載の額が実質的に予定価格となり、予定価格調書の作成までは必要ないと担当者及び上司が誤認していたものである。</p> <p>予定価格が100万円以上となる契約の点検を令和2年11月26日に実施し、もれがないことを確認するとともに、契約担当職員だけでなく所属内で注意喚起を図った。（令和元年度決算に係る監査での指摘の際に本内容を発見したものの。）</p> <p>再発防止に向け、見積書徴取先が1者に限定されるか否かに関わらず、毎年度、支出負担行為前に契約担当者及び予算担当者で予定価格が100万円以上となる契約をリストアップし、調書作成が徹底されているか点検するとともに、上司も含めた所属全体での確認を徹底することとした。</p>
<p>中央病院</p>	<p>保管する固定資産について、固定資産台帳との照合を行っていなかった。</p> <p>・ 概要：平成30年度の新病院移転時に照合を実施したが、保管する固定資産数が多大であり、照合に要する日時がとれないとして、令和元年度と2年度は照合作業を行っていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・ 指摘の考え方：物品の管理が著しく不適正 	<p>保管する固定資産の数が多大であり、設置場所も正確に把握できておらず、照合には時間を要するため、確認が滞っていたものである。</p> <p>対象となる10万円以上の固定資産について部署毎に整理し、確認項目を定めて固定資産台帳と現物との確認を令和4年度中完了を目途に順次行っているところであり、確認結果を元に現場において照合が容易に確認できる内容に固定資産台帳の情報を修正し、毎年度固定資産の照合を継続的に行っていく。</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
厚生病院	<p>自動制御設備保守点検業務委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。</p> <p>・概要：委託業務を複数年契約することにより、費用の削減と業務の効率化を図るため令和元年11月補正で債務負担行為を設定したが、令和元年度中に契約締結すべきところ、担当者が業務多忙のため令和元年度中に契約締結できなかった。 そのため、複数年契約することができず、令和2年度の単年度予算執行とした。 なお、令和2年度に債務負担行為を再度設定し、令和3年度～5年度の3年間の契約を締結している。</p> <p>・債務負担行為設定年度：令和元年度（令和元年11月議会設定）</p> <p>・契約年度：令和2年度</p> <p>・債務負担行為期間：令和2年度～4年度</p> <p>・契約形態：制限付一般競争入札</p> <p>・予算額：35,565,000円（3年間分）</p> <p>・予定価格：10,368,600円（1年間分）</p> <p>・契約金額：9,658,000円</p> <p>・契約年月日：R2.5.28</p> <p>・契約期間：R2.5.28～R3.3.31</p> <p>・契約相手：N（株）</p> <p>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>債務負担行為設定年度に契約締結が必要であることを担当者が十分に認識しておらず、令和元年度に副査及び上司による契約の進行管理がなされていなかったことが原因である。</p> <p>令和2年4月に前年度予算執行状況を点検した結果、本件未発注を確認し、本件への対応について検討した。</p> <p>本件は令和2年度の冷房を使用する時期の前に開始する必要がある内容であったことから、臨時的な措置として令和2年度限りの契約を速やかに締結し、併せて令和2年11月補正予算で改めて3年間の債務負担行為を設定の上で、令和3年3月4日に令和3年度から令和5年度までの3年契約を締結した。</p> <p>再発防止に向け、担当者に債務負担行為予算の執行方法を指導するとともに、事務局以下で予算執行状況及び担当の業務進行状況を共有・管理することを徹底した。</p>
教育委員会 教育総務課	<p>読書感想文・絵てがみコンクール巡回展に係る施設利用について、支出負担行為を行っていなかった。</p> <p>・概要：要：契約書を作成する案件であり、支出負担行為で処理すべきところを一般起案で事務処理を行った。</p> <p>・相手方：A（株）</p> <p>・契約金額：55,000円</p> <p>・一般起案日：R2.7.27</p> <p>・決裁日：R2.7.27</p> <p>・契約日：R2.8.3</p> <p>・支出負担行為兼 支出命令起案日：R2.8.3</p> <p>・決裁日：R2.8.3</p> <p>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>展示を開始する期間までに契約を間に合わせることに気をとられ、会計規則を確認しないまま契約を締結したこと及び上司による確認が十分ではなかったことが原因である。</p> <p>再発防止に向け、会計規則及び契約事務処理要領等を再度確認し、契約事務手順に沿って必要な手続を行うよう所属内に周知徹底を図った。</p>
教育総務課	令和2年度健康管理担当医派遣に係る委託料について、支出負担行為の事務手続が	岩美高等学校の委託業務の始期（令和2年4月1日）を引継ぎが不十分で

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置																																																																					
【共通事項 再掲】	<p>遅延していた。</p> <p>・概要：岩美高等学校が令和2年3月下旬に予算主務課である教育総務課に令達を依頼し、年度当初に令達する旨の回答を得ていたが、教育総務課の担当者が異動し引継ぎがうまく行われず令達が遅れたことにより遅延が生じたもの。</p> <p>・業務期間：R2.4.1～R3.3.31</p> <p>・令達日：R2.4.22</p> <p>・支出負担行為起案日：R2.4.22</p> <p>・支出負担行為決裁日：R2.4.24</p> <p>・支出負担行為額：54,750円</p> <p>・遅延日数：23日</p> <p>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>担当者が認識していなかったこと及び上司の進行管理が不十分であったことが原因である。</p> <p>再発防止に向け、今回の指摘内容を所属内に周知し引継書に記載するとともに、年度当初に契約事務が必要な予算については、予算仮配当後速やかに令達することとした。</p> <p>なお、令和3年度委託料については、令和3年3月17日に令達し、令和3年4月1日に契約締結済み、令和4年度委託料は令和4年3月8日に令達し、令和4年4月1日に契約締結済みである。</p>																																																																					
小中学校課 【共通事項 再掲】	<p>英語教育推進会議外7件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延しているものがあつた。</p> <p>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>各会におけるそれぞれの担当者及び上司の規則等の認識不足により遅延が生じたものである。</p> <p>再発防止に向け、今回の指摘内容を所属内で共有し、職員に適正な事務処理の周知徹底を図った。</p>																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>会議等名称 (支給対象者)</th> <th>科目</th> <th>金額 (円)</th> <th>開催日</th> <th>支出負担行為 起案日</th> <th>支出負担行為 決裁日</th> <th>遅延 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英語教育推進会議 (第1回) (2名)</td> <td>報償費</td> <td>60,000</td> <td>R2. 6. 12</td> <td>R2. 7. 31</td> <td>R2. 8. 3</td> <td>1か月 22日</td> </tr> <tr> <td>英語教育推進会議 (第2回) (2名)</td> <td>報償費</td> <td>20,000</td> <td>R2. 11. 13</td> <td>R3. 2. 4</td> <td>R3. 2. 5</td> <td>2か月 23日</td> </tr> <tr> <td>幼児教育・保育施設におけるミドルリーダー研修会 (1名)</td> <td>報償費</td> <td>30,000</td> <td>R2. 9. 16</td> <td>R2. 10. 29</td> <td>R2. 10. 29</td> <td>1か月 13日</td> </tr> <tr> <td>鳥取市小学校教育研究会 情報教育部研修会 (1名)</td> <td>報償費</td> <td>20,000</td> <td>R2. 8. 5</td> <td>R2. 8. 20</td> <td>R2. 8. 25</td> <td>20日</td> </tr> </tbody> </table> <p>・業務名：民間企業と連携した先進的なプログラミング教育（出前授業）の講師派遣</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>派遣校</th> <th>相手方</th> <th>科目</th> <th>金額 (円)</th> <th>開催日</th> <th>支出負担行為 起案日</th> <th>支出負担行為 決裁日</th> <th>遅延 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青谷小学校</td> <td>(株) O</td> <td>報償費</td> <td>120,000</td> <td>R2. 12. 9</td> <td rowspan="4">R3. 3. 22</td> <td rowspan="4">R3. 3. 23</td> <td>3か月 14日</td> </tr> <tr> <td>宮ノ下小学校</td> <td>(株) P</td> <td>報償費</td> <td>120,000</td> <td>R3. 1. 22</td> <td>2か月 1日</td> </tr> <tr> <td>三朝小学校</td> <td>(株) Q</td> <td>報償費</td> <td>120,000</td> <td>R3. 2. 3</td> <td>1か月 20日</td> </tr> <tr> <td>和田小学校</td> <td>(株) R</td> <td>報償費</td> <td>120,000</td> <td>R2. 12. 23</td> <td>2か月</td> </tr> </tbody> </table>			会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	英語教育推進会議 (第1回) (2名)	報償費	60,000	R2. 6. 12	R2. 7. 31	R2. 8. 3	1か月 22日	英語教育推進会議 (第2回) (2名)	報償費	20,000	R2. 11. 13	R3. 2. 4	R3. 2. 5	2か月 23日	幼児教育・保育施設におけるミドルリーダー研修会 (1名)	報償費	30,000	R2. 9. 16	R2. 10. 29	R2. 10. 29	1か月 13日	鳥取市小学校教育研究会 情報教育部研修会 (1名)	報償費	20,000	R2. 8. 5	R2. 8. 20	R2. 8. 25	20日	派遣校	相手方	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	青谷小学校	(株) O	報償費	120,000	R2. 12. 9	R3. 3. 22	R3. 3. 23	3か月 14日	宮ノ下小学校	(株) P	報償費	120,000	R3. 1. 22	2か月 1日	三朝小学校	(株) Q	報償費	120,000	R3. 2. 3	1か月 20日	和田小学校	(株) R	報償費	120,000	R2. 12. 23	2か月
会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数																																																																	
英語教育推進会議 (第1回) (2名)	報償費	60,000	R2. 6. 12	R2. 7. 31	R2. 8. 3	1か月 22日																																																																	
英語教育推進会議 (第2回) (2名)	報償費	20,000	R2. 11. 13	R3. 2. 4	R3. 2. 5	2か月 23日																																																																	
幼児教育・保育施設におけるミドルリーダー研修会 (1名)	報償費	30,000	R2. 9. 16	R2. 10. 29	R2. 10. 29	1か月 13日																																																																	
鳥取市小学校教育研究会 情報教育部研修会 (1名)	報償費	20,000	R2. 8. 5	R2. 8. 20	R2. 8. 25	20日																																																																	
派遣校	相手方	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数																																																																
青谷小学校	(株) O	報償費	120,000	R2. 12. 9	R3. 3. 22	R3. 3. 23	3か月 14日																																																																
宮ノ下小学校	(株) P	報償費	120,000	R3. 1. 22			2か月 1日																																																																
三朝小学校	(株) Q	報償費	120,000	R3. 2. 3			1か月 20日																																																																
和田小学校	(株) R	報償費	120,000	R2. 12. 23			2か月																																																																
高等学校課 【共通事項	地域みらい留学2020年度参画契約について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。	高等学校課の担当者及び上司並びに各学校の担当者において契約時に支出負担行為を行う必要があるとの認識が																																																																					

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置																												
再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・概要：契約は各学校長が締結し、登録料の支払は高等学校課が行った。各学校、高等学校課ともに契約時に支出負担行為が必要という認識がなく、高等学校課は各校から契約書の写しを受理した後に支出負担行為を行った。 ・契約形態：随契契約（1者） ・相手方：（一財）M ・契約者：青谷高等学校長、倉吉農業高等学校長、日野高等学校長 ・契約日：R2. 4. 1 ・支出負担行為額：2,640,000円（880,000円×3校） ・請求書の日付：R2. 5. 22（受付印：R2. 7. 15） ・支出負担行為起案日：R2. 7. 15 ・支出負担行為決裁日：R2. 7. 15 ・遅延日数：3か月14日 ・支払日：R2. 7. 29 ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 	<p>なく、各学校ごとに契約を締結したことが原因である。</p> <p>今回の指摘内容を所属内及び各学校に周知するとともに、担当者及び上司の認識誤りについて指導し、正しい事務処理方法を確認した。</p> <p>再発防止に向けて、契約担当所属が各学校であることから、事前に令達を行い、各学校において支出負担行為から支払までの手続を行うこととした。</p>																												
高等学校課 【共通事項再掲】	<p>鳥取県教育審議会学校等教育分科会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延しているものがあつた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない </div>	<p>第1回分科会については、開催担当係（高校教育企画室）と経費の支払担当係（学事担当）との連携がうまく取れておらず、分科会開催後に開催担当係から支払担当係に旅費等の支払を依頼された。</p> <p>第3回、第4回については、支払担当者が、旅費請求書がなければ支出負担行為を行えないとの認識誤りをしており、出席者全員から旅費請求書が提出されるまで支払処理を行わずにいたことが原因である。</p> <p>今回の指摘内容を所属内に周知するとともに、担当者及び上司の認識誤りについて指導し、正しい事務処理方法を確認した。</p> <p>再発防止に向け、開催担当係が分科会の開催通知を起案する際に支払担当にも回議することとし、兼仕訳書での支払が遅延しないよう徹底した。</p>																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>回数 (支給対象者)</th> <th>科目</th> <th>金額 (円)</th> <th>開催日</th> <th>支出負担行為 起案日</th> <th>支出負担行為 決裁日</th> <th>遅延 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回 (7名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>55,200 11,270</td> <td>R2. 7. 3</td> <td>R2. 8. 20</td> <td>R2. 8. 24</td> <td>1か月 21日</td> </tr> <tr> <td>第3回 (8名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>71,400 20,130</td> <td>R2. 11. 25</td> <td>R3. 1. 12</td> <td>R3. 1. 13</td> <td>1か月 19日</td> </tr> <tr> <td>第4回 (8名)</td> <td>報酬 費用弁償</td> <td>71,400 20,160</td> <td>R2. 12. 22</td> <td>R3. 1. 12</td> <td>R3. 1. 13</td> <td>22日</td> </tr> </tbody> </table>	回数 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	第1回 (7名)	報酬 費用弁償	55,200 11,270	R2. 7. 3	R2. 8. 20	R2. 8. 24	1か月 21日	第3回 (8名)	報酬 費用弁償	71,400 20,130	R2. 11. 25	R3. 1. 12	R3. 1. 13	1か月 19日	第4回 (8名)	報酬 費用弁償	71,400 20,160	R2. 12. 22	R3. 1. 12	R3. 1. 13	22日	
回数 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数																								
第1回 (7名)	報酬 費用弁償	55,200 11,270	R2. 7. 3	R2. 8. 20	R2. 8. 24	1か月 21日																								
第3回 (8名)	報酬 費用弁償	71,400 20,130	R2. 11. 25	R3. 1. 12	R3. 1. 13	1か月 19日																								
第4回 (8名)	報酬 費用弁償	71,400 20,160	R2. 12. 22	R3. 1. 12	R3. 1. 13	22日																								

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
高等学校課	<p>資金前渡した新型コロナウイルス感染症発生時に備えるための経費について、精算の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要：要：所属の資金前渡受領口座に入金したことで返納が完了したと思い込んでしまい、返納が遅れた。 ・資金前渡金額：250,000円（食糧費） ・精算戻入額：250,000円 ・保有期間：R2.11.11～R3.1.3（長期保有できる経費） ・精算日：R3.1.7 ・返納通知年月日：R3.1.7 ・返納期限：R3.1.18 ・返納日：R3.3.15 ・遅延日数：1か月28日 <p>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</p> <p>・指摘の考え方：資金前渡の精算が適期に行われていない（返納額の合計額10万円以上で1か月以上）</p>	<p>担当者の事務処理方法の認識誤り（所属の資金前渡受領口座に入金したことで返納が完了したと思い込んだ）及び上司の確認不足が原因である。</p> <p>再発防止に向け、返納の遅れが判明した令和3年3月中旬時点で担当内に周知するとともに、担当者及び上司が事務処理状況を財務システム上などでも確認することを徹底した。</p>
<p>人権教育課</p> <p>【共通事項再掲】</p>	<p>性的マイノリティの人権学習会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延しているものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要：要：学習会の企画と会計処理をそれぞれ別の職員が担当しており、担当者間での認識の違いから、支出の必要な費用の擦り合わせが十分でなかった。講師から謝金の支払が確認できない旨の連絡により未払が判明したもの。支出負担行為を令和2年度中に行えなかったことについては統括審査課と協議し、令和3年度に入ってから令和2年度予算で支出負担行為を行った。 ・支給対象者：1名 ・科目及び金額：報償費 30,000円 ・開催日：R2.10.7 ・支出負担行為起案日：R3.4.19 ・支出負担行為決裁日：R3.4.19 ・遅延日数：6か月12日 <p>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>学習会の企画と会計処理をする担当者間でのすり合わせ及び上司の確認が十分行われていなかったことが原因である。</p> <p>再発防止に向け、今回の指摘内容を所属内に周知するとともに研修の実施予定及び必要な事務処理のスケジュール等を明記した研修実施計画書を作成し担当者間で情報共有を行い、会計処理に漏れがないようにした。</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置																					
博物館 【共通事項 再掲】	<p>企画展「輝いていた60's」の講演会等に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>・発生の原因：担当者の失念と上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>講師依頼の文書が、事業担当者（学芸課）により、先に行われた別の講演会の依頼と併せて行われていたため、会計担当者（博物館総務課）が、改めて支出負担行為の事務手続を行うことを失念していたことと、その上司による進行管理が不足していたことが原因である。</p> <p>再発防止に向け、博物館総務課が作成していた「委託業務、物品購入等に係る支払い漏れ防止のため業務手順(分担)」の「3 講師、委員等への報償費(報酬)と特別旅費(費用弁償)」を改正し、事業実施日の2週間前までには博物館総務課へ支出負担行為の事務手続を依頼するよう、改めて博物館内全職員に周知した。</p>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名称 (支給対象者)</th> <th>科目</th> <th>金額 (円)</th> <th>開催日</th> <th>支出負担行為 起案日</th> <th>支出負担行為 決裁日</th> <th>遅延 日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講演会 (1名)</td> <td>報償費 特別旅費</td> <td>40,000 300</td> <td>R2. 6. 14</td> <td>R2. 6. 16</td> <td>R2. 6. 16</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>歴史講座 (1名)</td> <td>報償費 特別旅費</td> <td>40,000 16,300</td> <td>R2. 7. 5</td> <td>R2. 7. 7</td> <td>R2. 7. 7</td> <td>2日</td> </tr> </tbody> </table>	業務名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	講演会 (1名)	報償費 特別旅費	40,000 300	R2. 6. 14	R2. 6. 16	R2. 6. 16	2日	歴史講座 (1名)	報償費 特別旅費	40,000 16,300	R2. 7. 5	R2. 7. 7	R2. 7. 7	2日	
業務名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数																	
講演会 (1名)	報償費 特別旅費	40,000 300	R2. 6. 14	R2. 6. 16	R2. 6. 16	2日																	
歴史講座 (1名)	報償費 特別旅費	40,000 16,300	R2. 7. 5	R2. 7. 7	R2. 7. 7	2日																	
博物館	<p>特型高演色LEDスポットライト(刀剣展示用) 3台の購入に係る随意契約について、同じ見積書を物品請求書と契約・交付伺書に使用していた。</p> <p>・概要：要：物品請求書に予定価格の積算の積算資料として添付した参考見積と、契約・交付伺書に添付した見積書が同じものであった。 (参考見積として受取った見積書のコピーに受付印を押し物品請求時に参考見積として使用した後、契約・交付伺書に見積書の原本に異なる日付の受付印を押し使用していた。)</p> <p>・契約形態：随意契約(1者) ・納入業者：(株) T</p> <p>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足 ・指摘の考え方：契約事務が著しく不適正</p>	<p>契約形態が1者の随意契約であり、見積額も参考見積と同額であったため、業者に対し、手間を取らせることを避けるため、再度見積書の提出を依頼しなかったことが原因である。</p> <p>再発防止に向け、博物館総務課が作成していた「委託業務、物品購入等に係る支払い漏れ防止のため業務手順(分担)」の「3 物品購入(印刷物も含む)」を改正し、契約形態が1者の随意契約であり、見積額が参考見積と同額であっても、県の規則で改めて見積書が必要なことを業者に説明し、再度見積書を提出していただくよう、博物館内全職員に周知した。</p>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>見積書発行日</th> <th>書類番号</th> <th>受付日</th> <th>見積額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物品請求書 (参考見積書)</td> <td>R3. 1. 28</td> <td>No. 12515144</td> <td>R3. 2. 12</td> <td>363,000円</td> </tr> <tr> <td>契約・交付伺書 (見積書)</td> <td>R3. 1. 28</td> <td>No. 12515144</td> <td>R3. 2. 25</td> <td>363,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	見積書発行日	書類番号	受付日	見積額	物品請求書 (参考見積書)	R3. 1. 28	No. 12515144	R3. 2. 12	363,000円	契約・交付伺書 (見積書)	R3. 1. 28	No. 12515144	R3. 2. 25	363,000円							
区分	見積書発行日	書類番号	受付日	見積額																			
物品請求書 (参考見積書)	R3. 1. 28	No. 12515144	R3. 2. 12	363,000円																			
契約・交付伺書 (見積書)	R3. 1. 28	No. 12515144	R3. 2. 25	363,000円																			

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
体育保健課、 鳥取商業高等学校、米子南高等学校 【共通事項再掲】	<p>運動部活動外部指導者に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <p>○鳥取商業高等学校（体育保健課、鳥取商業高等学校いずれも処置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要 要：予算主務課である体育保健課からの令達が令和2年5月22日と遅延した。 また、令達後に、令和2年6月2日付けで支出負担行為を行ったものの、指導時間数について再度の確認をしたため廃案し、7月に入り再起案した。 ・支給対象者：6名 ・科目及び金額：報償費 547,700円 ・委嘱期間：R2.4.24～R3.3.31 ・支出負担行為起案日：R2.7.3 ・支出負担行為決裁日：R2.7.4 ・遅延日数：2か月11日 <p>○米子南高等学校（体育保健課、米子南高等学校いずれも処置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要 要：予算主務課である体育保健課からの令達が令和2年5月22日と遅延した。 また、指導日等の確認に時間を要し、起案も遅延した。 ・支給対象者：2名 ・科目及び金額：報償費 200,000円 ・委嘱期間：R2.4.24～R3.3.31 ・支出負担行為起案日：R2.10.8 ・支出負担行為決裁日：R2.10.9 ・遅延日数：5か月15日 <p>○米子東高等学校（体育保健課のみの処置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要 要：予算主務課である体育保健課からの令達が令和2年5月22日と遅延した。 ・支給対象者：7名 ・科目及び金額：報償費 700,000円 ・委嘱期間：R2.4.24～R3.3.31 ・支出負担行為起案日：R2.6.12 ・支出負担行為決裁日：R2.6.12 ・遅延日数：1か月19日 <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 	<p>（体育保健課処置）</p> <p>外部指導者への委嘱は例年4月末に行っているが、体育保健課では、外部指導者の謝金等の支払時期は5月末以降と理解していたため、報償費の一括令達を例年5月上旬～中旬に行っていたのが原因である。</p> <p>再発防止に向け、令和4年度以降、報償費の令達を外部指導者の委嘱期間の初日までに行うこととした。</p> <p>また、委嘱手続を行う担当者と令達を行う担当者で、支払時期に間違いのないよう相互に確認することとした。</p> <p>（鳥取商業高等学校処置）</p> <p>支出負担行為を行う際、指導時間数の確認が不十分であったこと、その後の確認の実施及び再起案を行うための業務の進捗管理が不適切であり、支出負担行為を適切な時期に行うことへの認識が不十分だったことが原因である。</p> <p>再発防止に向け、各部顧問との連携をとり、確実な指導計画をあらかじめ確認し、令達後は速やかに起案を行うこととした。</p> <p>また、年間の業務計画を所属内で共有し、担当以外の業務の進捗状況をチェックできるようにした。</p> <p>（米子南高等学校処置）</p> <p>年度当初の繁忙期により、担当者が支出負担行為の手続を失念していたこと及び上司の進行管理が不足していたことが原因である。</p> <p>令和4年度からは、会計規則の改正により、当該支出については支出負担行為兼支出仕訳書での支出が可能となったため、支出負担行為を省略することとした。</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
<p>鳥取商業高等学校</p> <p>【共通事項再掲】</p>	<p>文化部活動地域専門指導者招へい事業に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者：4名 ・科目及び金額：報償費 577,800円 ・委嘱期間：R2.4.7～R3.3.31 ・支出負担行為起案日：R2.6.2 ・支出負担行為決裁日：R2.6.2 ・遅延日数：1か月26日 <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない </div>	<p>新規の指導者へ「振込口座等登録申請書」の提出を依頼し、口座登録の後、起案を行うことを計画していたが、指導者からの返送が遅れたため、支出負担行為も遅延した。支出負担行為を適切な時期に行うことへの認識が不足し、業務の進捗管理が不十分だったことが原因である。</p> <p>再発防止に向け、指導者へ委嘱を行った後は口座登録を待たず速やかに支出負担行為を行うこととした。</p> <p>また、年間の業務計画を所属内で共有し、担当以外の業務の進捗状況をチェックできるようにした。</p>
<p>鳥取緑風高等学校</p>	<p>貸切バス代金（使用料及び賃借料）について、支出負担行為を行っていないかった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・概要：要：支出負担行為書により行わなければならない支出を、支出負担行為兼支出仕訳書で支出できると誤認し口頭発注した。支出負担行為兼支出仕訳書の審査の際に統括審査課から指摘されて気付いた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手方：B（株） ・見積書受理日：R2.8.25 ・契約金額：268,400円 ・バス利用日：R2.10.9 ・支出負担行為兼支出仕訳書起案日：R2.10.20 ・決裁日：R2.10.20 <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の確認不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない </div>	<p>担当者が1件20万円以上の支出負担行為であるにもかかわらず、支出負担行為兼支出仕訳書により支出を行うことができると誤認していたこと、並びに当時の副査及び上司による契約事務におけるチェックが十分行われていなかったことが原因である。</p> <p>令和2年10月21日に受けた統括審査課の指摘内容（本件は20万円以上の契約であったことから、支出負担行為の起案（統括審査課審査担当の審査）が必要であった）及び会計規則第38条の2の運用方針を主査、副査、上司で確認した。</p> <p>また、令和3年11月29日に、今回の指摘内容を所属内事務職員に周知するとともに、担当者に支出負担行為の取扱いについて指導した。</p> <p>再発防止に向け、契約にあたっては、1件20万円以上にかかるものかどうかの確認を主査・副査間で相互に行い、さらに上司も確認することを徹底した。</p>
<p>青谷高等学校</p> <p>【共通事項再掲】</p>	<p>国際交流事業通訳料に係る経費外2件について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・概要：要：①担当者が失念し、年度当初に支出負担行為を行っていないかった。②源泉徴収が必要という認識がなく、支出負担行為を行っていないかった。</p> </div>	<p>年度当初に通訳業務を依頼していたが、通訳料の支出負担行為を失念していたこと及びポスターデザイン料、写真データ使用料の支払に際し、所得税の源泉徴収が必要との認識を欠いていたことが原因である。</p> <p>通訳料については、「前年度末に新年度予算で支出負担行為をするもの」の業</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
	<ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足及び規則等の認識不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 	<p>務リストに新たに追加するとともに、令和4年3月31日付けで行われた「会計規則の運用指針」の一部改正により、源泉徴収票等の発行が必要なものでも1件20万円未満の場合には支出負担行為を省略できることとなったことを周知した。</p> <p>再発防止に向け、支出負担行為が必要な案件について改めて会計規則等に則り業務を行うよう主査・副査内で相互に確認し、さらに上司も確認することを徹底した。</p>
<p>米子東高等学校</p> <p>【共通事項再掲】</p>	<p>鳥取県スポーツ指導者研修会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者：2名 ・科目及び金額：特別旅費 6,540円 ・開催日：R2.11.1 ・支出負担行為起案日：R2.11.5 ・支出負担行為決裁日：R2.11.5 ・遅延日数：4日 <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 	<p>担当者が、担当課からの研修会直前の令達を見落とし、手続を進めていなかったこと及び所属内での進行管理が十分でなかったことが原因である。</p> <p>再発防止に向け、職員共有の行事予定表に、支出負担行為が必要なものを記載し全員が共有できるようにした。</p> <p>また、会計事務研修会等に積極的に参加するよう指導した。</p>
<p>米子南高等学校</p> <p>【共通事項再掲】</p>	<p>文化庁活動地域専門指導者招へい事業に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者：6名 ・科目及び金額：報償費 1,080,000円 ・委嘱期間：R2.4.6～R3.3.31 ・支出負担行為起案日：R2.5.18 ・支出負担行為決裁日：R2.5.19 ・遅延日数：1か月13日 <ul style="list-style-type: none"> ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない 	<p>年度当初の繁忙期により、担当者が支出負担行為の手続を失念していたこと及び上司の進行管理が不足していたことが原因である。</p> <p>再発防止に向け、翌年度の指導計画を早めに確認するとともに、支出負担行為完了後でないと指導できない旨周知徹底し、年度当初の繁忙期にも事務が遅延することのないよう進行管理を徹底した。</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	指摘内容	講じた措置
鳥取聾学校 【共通事項 再掲】	<p>文化・芸術活動を推進する人材育成事業に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象者：1名 ・科目及び金額：役務費 10,000円 ・レッスン日：R2.10.23、11.13、11.20、11.27、12.4、12.11（6回） ・支出負担行為起案日：R3.1.5 ・支出負担行為決裁日：R3.1.6 ・遅延日数：2か月14日 </div> <p>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>	<p>支払担当者が、役務費での支払であり源泉徴収が必要ないと誤認したため、事業の終了後、請求書受理の精算払としたことによる。</p> <p>同年度内に行われる、同様の案件については、事前に支出負担行為の必要な事案かどうかを確認し適切に処理した。</p> <p>再発防止に向けて、令和3年11月30日に、今回の指摘内容を事務担当者に周知した。</p> <p>また、業務点検チェックリストを活用し、会計担当者の自己点検を行い、支出負担行為の必要な案件について確認しあった。</p> <p>加えて、再発防止に向け、年度当初に事業計画を所属内でも適切に情報共有し、事前の支出負担行為の必要性について主査・副査間での相互確認を行った。</p> <p>さらに、上司が適切な進行管理や指導助言を行うこと、会計規則の一部改正等について失念がないように徹底した。</p>

2 監査意見

機関名	意見内容	講じた措置
地域づくり 推進部文化 政策課	<p>1 とりアート開催事業と鳥取県美術展覧会のあり方について</p> <p>とりアート(鳥取県総合芸術文化祭)は、県民が文化芸術に理解と親しみを持ち、自ら取り組むことで、心豊かで満ち足りた生活を送ることができるようになることを目的に事業を実施してきた。</p> <p>しかしながら、県が令和2年度に実施したアンケートでは、この事業自体に対する県民の関心度、認知度は十分とはいえず、文化芸術活動の評価は一概に数値化のみではなじみにくい面があるものの、事業の成果が県民へ伝わっていない懸念がある。</p> <p>また、鳥取県美術展覧会は、県民の文化芸術活動の発表の場として毎年行われ行事としては定着しているものの、展覧会の開催目的、意義などが広く県民全体へ伝わっていない懸念がある。</p> <p>現在、県が目指す文化活動の振興の目的</p>	<p>効果的な広報のため、とりアートでは、広報部会に広報の専門知識を持った有識者を委員として入れ、これまで各地区で行っていた各地区事業の広報も一体的に検討を行った。令和4年度は、ホームページをリニューアルし全体と各地区事業を見やすくするとともに、ネット検索形態に対応するため、スマホやタブレットに対応した表示が可能になるよう改修した。このほか、出演者はじめ関係者のSNS等による発信や、FMラジオによる公開生放送を行った。</p> <p>県展については、これまで運営委託業務に含めて行ってきた広報業務について別委託として広報の強化を図り、YouTubeのインストリーム広告を活用した入賞作品のPRや展覧会の告知、新聞記事とLINEの連動など、インターネット上の広報活動を強化した。チラシの配架についても、配架場所</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>に向けて、県、市町村、県民、文化施設、文化芸術団体、NPO法人や民間事業者等多様な関係機関の連携のもと、実施事業の評価と見直しが行われている。</p> <p>については、これからも県の文化振興を推進していくため、引き続き、関係機関相互の連携のもと、効果的な広報活動を進められたい。</p> <p>また、とりアートについては、その目標の達成に向けて、今後新たに県民に広く関心を持っていただくとともに、芸術に接する機会の少なかった若年層にも関心を持ってもらうよう、周知につながるPR効果の高いイベントの開催等についても検討されたい。</p>	<p>が文化施設等に固定化されていたことから、公民館を加えるなどより広く県民に伝わるよう工夫した。</p> <p>また、とりアートでは、近年、次世代育成として、若年層に焦点を当て、小学生から20歳代のステージ出演者、展示出展者及び子どもを対象としたワークショップやコンクール等を行っている。令和4年度は、子どもの絵画コンクール及びとりアートで結成した地元の小・中・高校生によるサクスの演奏・合唱などを実施した。また、地元で活動する鹿野ミュージカルを招き、県内在住の作曲家によるオペラ・ミュージカル公演を行ったほか、地元作家の作品展示など地元活動者との連携事業を実施した。このほか、あいサポート団体による展示やインクルーシブダンスグループによるステージなど、子どもから大人まで鑑賞や参加ができる幅広い催しを行った。</p>
<p>福祉保健部 健康医療局 医療政策課、 鳥取看護専門 学校</p>	<p>2 鳥取看護専門学校の運営について</p> <p>鳥取看護専門学校は、病院における看護業務従事者の育成のみならず、今後さらに需要が増加すると予測される在宅看護の担い手育成に大きな役割を有している。一方で、毎年応募者数は定員を上回っているが、最近2年間は最終的な入学者数が定員を充足していない状況となっている。その要因として、看護職を目指す学生の大学志向がある中、看護学校の施設建設から47年を経過し建物等の経年劣化が進んでいることに加え、県内在住で看護師資格取得を目指す者にとって保護者の授業料負担が軽いことや、県立中央病院の最新鋭の医療環境を利用した教育を受けられる等の大きなメリットが十分に知られていないことが考えられる。</p> <p>また、今後は、ICTを活用した授業ができるような学習環境の充実も図っていく必要がある。</p> <p>については、今後ますます需要が増加することが予想される看護業務従事者の育成を図るため、学校の特長をより一層広報するとともに、計画的な施設・学習環境の整備を進められたい。</p>	<p>【福祉保健部健康医療局医療政策課】</p> <p>鳥取看護専門学校の入学試験合格者のうち、他校との併願等を理由に辞退をする者がいることで、最終的な入学者が定員割れを起こしている。</p> <p>学校の特徴についてより一層広報を行い、高校生等に進路選択の参考としていただくため、一日看護師体験事業を行うなど看護師を目指す者の掘り起しを行うとともに、看護職員養成施設進学ガイドブックを作成・配布し、県立看護学校の更なるPRに取り組んだ。</p> <p>【鳥取看護専門学校】</p> <p>施設の老朽化による研修室の雨漏りが何年も続いている点及びICTを活用する環境が整っていないなど、学習環境の整備が必要な点がある。</p> <p>また、鳥取看護専門学校の特徴について広報が不十分である。</p> <p>よって、以下のような取組を進めており、引き続き看護業務従事者の育成を図っていく。</p> <p><学習環境整備></p> <p>① 雨漏りについては、同一建物内にあ</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	意見内容	講じた措置
		<p>る養護学校も含めた改修工事を行うこととし、令和5年度中の完了に向けて計画的に進めているところである。</p> <p>[屋上改修工事のスケジュール]</p> <p>令和3年度 外壁診断 令和4年度 設計 令和5年度 工事</p> <p>② 校内におけるICT活用を推進するため、令和3年度に、Wi-Fi環境、タブレット端末を整備したところであり、さらなるICTの活用に向けて令和4年度に電子黒板の導入を予定している。</p> <p><広報></p> <p>① 学校の特徴についてより一層広報を行い、高校生に対して、学校の魅力を伝えるため、コロナ禍でも対応できるようリモートを活用したオープンキャンパスや保護者会を実施した。</p> <p>② オープンキャンパスで校長（中央病院院長兼務）が動画で出演し、実習施設の魅力について参加者にアピールした。</p> <p>③ 期間限定でホームページ上の動画により、学生の様子を視聴できるようにした。</p> <p>④ 学校パンフレット等に中央病院との連携や、学費負担が少ないことなど学校のメリットを強調した内容のものを作成し県内全高校等に配布した。</p>
生活環境部 脱炭素社会 推進課	<p>3 地域脱炭素の取組について</p> <p>2015年の気候変動枠組条約締約国会議におけるパリ協定の採択を始めとする国内外での環境施策の推進を踏まえ、県では令和2年1月に2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、同年3月には令和12年度を目標年度とする環境保全や創造に関する施策等の総合的な推進に向けた環境基本計画である「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン（以下「環境イニシアティブプラン」という。）」を策定した。</p>	<p>COP26における脱炭素の必要性の明確化をはじめ、国の2030年度温室効果ガス削減目標の大幅な引上げ等を踏まえ、本県においても令和4年3月に「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」を改訂し、2030年温室効果ガス削減目標（2013年度比）を△40%から△60%に引き上げるとともに、とっとり健康省エネ住宅（NE-ST）の導入や電気自動車（EV、PHV）の普及率についても数値目標を設定したところ。</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>この環境イニシアティブプランでは、鳥取の健全で恵み豊かな環境を持続可能なものにするため、「低炭素社会の実現」を施策の柱の1つとして目指す将来の姿を描き、長期目標である2050年の脱炭素社会の実現に向けて中長期的な取組の方向性を掲げている。</p> <p>また、国が新たに示した温室効果ガス削減目標(2030年度までに13年度比46%減に引き上げ)を踏まえ、県においても削減目標の見直しを行い、更なる排出削減に向けた取組を加速することとしているところである。</p> <p>環境イニシアティブプランが目指す姿を実現するには、県、県民、市町村、NPO等の各種団体や事業所などが理念を共有するとともに、先進的で実践可能な取組事例を共有するなどして連携を進め、長期目標も見据えた環境イニシアティブプランに実効性を持たせることが重要である。</p> <p>ついては、県民一人ひとりがライフステージに応じてどのような選択や行動をしていくべきか示すとともに、県としても可能な範囲で具体的な数値目標を取り入れた啓発方針を策定し、その達成状況を踏まえながら地域脱炭素の取組を推進されたい。</p> <p>また、脱炭素社会の構築に向けた市町村の活動を積極的に支援するとともに、先進的な取組事例を共有し他の地域に広げるなど、県全体で共通の目標である脱炭素社会の実現に向けて気運の醸成に取り組まれない。</p>	<p>2050年の脱炭素社会の実現には、県民一人ひとりの脱炭素ライフスタイルへの転換が不可欠であることから、令和4年1月に「とっとりエコライフ構想」を提唱し、様々な主体(市町村や各種団体、企業等)と連携し、県民運動的に脱炭素社会実現を目指す。</p> <p>そのため、個々人が配慮すべき行動目標やその取組事例などを示した脱炭素ガイドブックの作成や、ライフステージ(結婚時、自動車購入時、住宅購入時、進学・就学時)に応じた見直しポイントを記載したチラシを作成し、脱炭素ガイドブックとあわせて市町村、商工会議所、地球温暖化防止活動推進員等を通じ広く県民へ普及啓発した。</p> <p>また、エネルギー高騰が懸念されるこの機を捉え、県民向けの省エネチャレンジ運動「とっとりエコライフキャンペーン」を7月～1月末まで開催。更に今冬は、「LET'S冬の省エネ節電グランプリ」も開催しており、楽しく・気軽に自分事として省エネに取り組んでいただけるよう広く県民に呼びかけている。</p> <p>併せて、市町村と連携した家庭への再エネ導入や子ども達の環境保全等の取組支援に対し、引き続き支援(※)していくほか、全国自治体における優良取組事例を県内市町村と情報共有する。</p> <p>【※支援補助金例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボン普及促進事業補助金 ゼロカーボンシティ宣言を表明した市町村や民間団体等に対して、県民に向けた意識啓発につながる取組に補助。(補助率2分の1、限度額100万円) ・小規模発電設備等導入推進補助金 太陽光発電(10kW未満)、太陽熱利用機器、定置用蓄電池等の小規模設備等を対象として、市町村が家庭に補助する額の2分の1を当該市町村に交付。(間接補助) ・こどもエコクラブ活動支援補助金 こどもエコクラブの活動経費を対

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	意見内容	講じた措置
		<p>象として、市町村が登録団体に補助する額の2分の1を当該市町村に交付。 (間接補助)</p>
<p>商工労働部 企業支援課</p>	<p>4 中小企業の事業承継支援について</p> <p>わが国では近年、中小企業経営者の高齢化が進み、少子化により親族内に後継者がいないなど、後継者不在を理由に廃業を選択せざるを得ない状況があり、廃業に伴い優れた産業技術や雇用の場が失われることは、地域や県にとっても大きな損失となる。</p> <p>国においても各都道府県に事業引継ぎ支援センターを設置し、第三者への事業引継ぎを支援することとされ、本県でも平成27年度から公益財団法人鳥取県産業振興機構が経済産業省から認定支援機関として委託を受け、鳥取県事業引継ぎ支援センター(令和3年度から鳥取県事業承継・引継ぎ支援センターに改組)を設置し事業引継ぎの支援を行っている。同センターの支援による成約件数は平成27年度から令和2年度までの累計で91件ののぼり、一定の成果をあげてきている。しかし、本県内において後継者不在企業がまだ多数存在する状況を踏まえると、なお一層の取組支援の充実が期待される場所である。</p> <p>については、事業承継を検討している中小企業個々のニーズにきめ細かく対応するため、金融機関、市町村、地域の商工会議所、商工会等の関係機関と連携して支援策や成功事例に関する情報提供を一体的に行うとともに、関係機関の有する支援策を連携して提供する仕組みづくりなどの効果的な取組を進められたい。</p>	<p>事業承継に係る鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター及び商工団体等による支援は、企業情報の秘匿が原則であり、県への情報提供は経営者の承諾を得たもの等、限定的となっていたことから、県は事業承継に関する全体的な傾向を把握するため、令和3年度に実態調査を実施した。</p> <p>その結果、特に中山間地の後継者不在率が高い傾向にあること等が判明したことから、令和4年度からは、主に中山間地の事業者支援を行っている商工会連合会と連携し、経営者の意向を踏まえながら、事業承継を連携支援するプッシュ型のロールモデルの構築に取り組んでいる。</p> <p>この取組では、令和4年12月23日に、商工会連合会及び日本政策金融公庫と3者協定を締結し、事業所の第三者承継支援を実施する。</p> <p>また、民間企業のプラットフォーム(※)を活用して、事業引継ぎを希望する県内事業者と全国の起業希望者をマッチングさせる取組を開始したところである。</p> <p>※民間企業のプラットフォーム「r e l a y」:(株)ライトライト(本社:宮崎市)が運営する後継者不在企業の情報を公開して起業希望者とマッチングさせるサービス。</p> <p>令和4年4月、この「r e l a y」に鳥取県版サイトを立上げ、7月下旬以降、事業引継ぎを希望する事業者を順次公開。現在、複数の承継希望者が事業者側と引継ぎに向けた交渉を進めているところ。</p>
<p>教育委員会 事務局教育環境課、教育センター、小中学校課、特別支援教育課、高等学校課</p>	<p>5 G I G Aスクール構想等の推進について</p> <p>令和3年度から本格的にG I G Aスクール構想がスタートした。構想の実現には、I C T環境の整備が必要不可欠であり、義務教育段階においては1人1台端末環境が整備され、端末を利用した教育活動が展開されている。県立高校においては、</p>	<p>【教育委員会事務局教育環境課】 【県立学校における通信環境の確保】</p> <p>県立学校においては、整備した端末の今後の通信量を見込めば、学校から情報ハイウェイまでの民間回線について、ボトルネックとなることが懸念されている。</p> <p>よって、現行の通信回線契約を次のと</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>全校に高速大容量の通信ネットワーク環境が整備され、令和4年度新入生からの1人1台端末環境の実施に向けて、端末整備を3校において先行実施し、機器の導入方法や活用方法等の検証も進められているところである。</p> <p>これらのICTの活用教育を進めるため、教育委員会ではICT支援員等の配置や派遣、学校に出向いての研修等を行っているが、効果的な活用を一層促進するためには、それらの取組に加え、効果的なツールや、先進的な活用実践等を共有することが重要であると思われる。</p> <p>また、災害や感染症等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により子どもたちの学びを保障できる環境が求められ、家庭への持ち帰り時における通信環境も整備しておかなくてはならないが、一部の地域においては、Wi-Fi環境等が不十分な面も見られる。</p> <p>については、県立学校において1人1台端末の導入に合わせた通信環境の確保に取り組むことをはじめ、各学校、各家庭のICT環境により学習成果に大きな差が生じることのないよう、市町村、市町村教育委員会と情報共有しながら、利用環境の整備状況を随時把握し、必要な対策を講じるとともに、効果的な学習素材の導入や先進事例の共有、教員のICT指導力向上への支援なども含め、十分な体制整備に取り組まれない。</p>	<p>おり増強する予定である。 (東・中部) 100Mbps→1 Gbps (西部) 1 Gbps (現状維持)</p> <p>【教育センター】 令和3年度から一斉に端末活用が始まったが、それ以前からの教員の活用スキルに差があり、結果としてICT活用指導力に差が生じている。 よって、下記の取組等を通して、教員のICT活用指導力を向上させ、底上げを図っている。</p> <p>① レベルに応じた研修の実施(特に基礎レベルの回数は、多くても年間3回のところ、11回開催)。 ② 毎週火曜日に基本操作のオンライン研修の配信(見逃した場合は録画で自己研修ができるように特設サイトに動画を掲載・公開)。 ③ 学校訪問型研修や指導主事派遣等による学校の実情に応じた研修(令和4年3月末までにのべ93校、約2100名が受講)。 ④ 学校で利用状況アンケートを年間4回実施(5月、7月、11月、1月)し、結果を県内学校で共有しながら教職員の意識を啓発(端末持ち帰り実施の学校の割合、行事等を含めた日常的なICT活用の割合、教職員のICT活用の割合のいずれも年間を通して高まった。) ⑤ 市町村教委の担当者と月1回の定例会を開き、県内の活用状況の把握と課題や成果の共有(県教委と市町村教委が方向性を共通理解しながら活用推進している。) 今後も、教員のICT活用指導力向上については多角的・継続的に進める予定である。(ICT活用指導力に関する研修の受講割合は、鳥取県86.5%と、全国平均63.8%よりも高い。令和3年3月現在) 併せて、令和4年5月から、県立学校の生徒及び教職員を対象としたGIGAスクール運営支援センターを設置し、</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	意見内容	講じた措置
		<p>機器やアプリケーションの操作支援を実施している。</p> <p>【小中学校課】</p> <p>令和3年度から一斉に端末の活用が始まったが、各教員のICT活用スキルには差があり、結果としてICT活用指導力に差が生じている。</p> <p>よって、下記の取組等を通して、教員のICT活用指導力を向上させ、指導力の底上げを図っている。</p> <p>① 鳥取県ICT活用教育アドバイザーによるミニ講演会の開催（3つのテーマで令和4年3月末までで合計5回実施）。</p> <p>② ICT活用教育推進事業に係る公開授業等の開催（令和4年3月末までで合計18回実施）。</p> <p>③ GIGAスクール構想推進チャンネル（GIGAチャン）によるICT活用教育推進校等の取組の紹介（令和4年3月末までで合計11回実施）。</p> <p>④ 令和4年度から、新たに「ICT教育指導員」を配置（教育センター）し、ICTを活用した学校の業務改善や校内推進体制づくりをサポート。</p> <p>【特別支援教育課】</p> <p>文部科学省からGIGAスクール構想が示される令和2年度以前から本県独自に県立特別支援学校に学習者用情報端末を整備している。児童及び生徒一人一人の教育的ニーズは障がいの程度により個々で異なるため、教員による機器活用のスキルアップを継続する必要がある。小中学部については、一人一台端末を整備済みだが、高等部は未整備なのでBYAD（学校推奨機種端末を私費購入し、学校等で活用すること。以下同じ。）の導入可否等を検討するため、活用方法と教育効果の検証が必要である。よって、令和4年度において下記の取組等を通して、教員のスキルアップの継続や、高等部の一人一台端末の利活用及び教育効果の検証を進める予定である。</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	意見内容	講じた措置
		<p>① 各特別支援学校におけるICT活用の推進役となる教員を育成したり、障がいの状態等に応じたICTの効果的な活用方法を検証したりするため、特別支援教育におけるICTを活用した学びの実践事業を開催予定。</p> <p>② ICT活用に関する状況調査や指導実践等をとおして、高等部におけるBYADの導入可否や必要なICT機器等を検証。</p> <p>③ 年3回開催予定の特別支援学校情報教育担当者会やアプリ（Google Classroom）上でICT活用実践例を教職員で共有。</p> <p>④ ICT支援員による教員への支援の実施（分校を含む9校に1回3時間、のべ年間111回ICT支援員を派遣）。</p> <p>⑤ 各校における情報担当教員による校内研修や県教育センター主催による訪問型研修の実施。</p> <p>【高等学校課】</p> <p>令和4年度からのBYADによる高校1人1台端末の全県導入に向けて、端末調達の方法、活用方法、教員のICTスキルの差等の課題がある。</p> <p>よって、下記の取組等を通して、上記課題の解消を図っている。</p> <p>① 令和4年度開始のBYADに向け、鳥取商業、倉吉東及び米子東の3校において令和3年度入学生から先行導入を行い、端末調達（低所得者世帯貸与含む）、端末選定、使用方法や校内ポリシー等の情報共有（令和3年7月）を3校で行いながら、全県立高校に情報提供する説明会（同年7月）を実施。令和4年度入学生及び保護者を対象とした合格者説明会で端末の活用、端末購入方法及び低所得者世帯への貸与について説明（令和4年3月）。</p> <p>② ICT支援員による教員への支援の実施（県内に3名のICT支援員を配置し、各校の要請に応じて教材作成や実際の授業に入って操作をしたり、研修会を実施したりするなどして支</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	意見内容	講じた措置
		<p>援。同じ支援員が複数校を訪問することで先行事例が全県への横展開や底上げにつながっている。令和4年2月から定期的な巡回方式とし、教員を支援した。).</p> <p>③ 各校における情報担当教員による校内研修の実施。</p> <p>④ 年間を通じてGoogleによる端末活用のオンライン研修を実施。23校延べ600人を超える教員が受講（先行実施3校と米子西高校への研修プログラム（令和3年8月、11月、12月、延べ160名）を含む。).</p> <p>⑤ 教育センター主催による訪問型研修の実施。</p> <p>⑥ 米子西高校において、インテルとの連携事業で、Googleから端末を140台借用し、生徒の表現力（プレゼン能力）を高める指導について教員研修を実施。令和4年3月にはオンライン報告会を実施。</p>
<p>教育委員会事務局美術館整備局美術館整備課</p>	<p>6 美術ラーニングセンター（仮称）機能発揮のための検討について</p> <p>令和7年春（令和6年度中）に開館予定の県立美術館については、令和4年1月の建設工事着工から令和6年度中の開館に向けて、令和2年度から設計に着手、PFI事業者との協議を進め、並行して県民との意見交換も進めながら使い勝手や美術館の果たす機能について検討を重ねている状況である。</p> <p>美術館には公開展示の場や人々が集える場としての機能に加え、「アート教育の場」としての機能も重要な要素として要求されているところであり、県としても美術を通じて学ぶ「美術ラーニングセンター」としての機能の充実に向けた検討事業を実施している。</p> <p>については、「美術ラーニングセンター」機能を発揮していくために、現在検討されている対話型鑑賞も含め、アート教育に関する諸外国や県内外の事例を広く収集し、また、アート教育に関する有識者等からの意見聴取を通じて、目玉としての「アート教育」を県内外に強くアピール</p>	<p>鳥取県立美術館基本計画（平成30年7月策定）において美術ラーニングセンター（仮称）機能を設けることとし、すべての人たちに「アートを通じた学び」を提供する方法等を実践的に研究・蓄積してきているところである。</p> <p>令和7年春の開館に向け、学校教育との連携に重点を置きながら、幅広い年代の方や障がいのある方への学びへの支援、地域住民や県内外の専門家等との共同による取組も視野に入れて、美術ラーニングセンター「アート・ラーニング・ラボ（A. L. L.）」と称して具体的な準備を進めている。</p> <p>例えば、庁内関係課ワーキンググループで、教育現場等との連携による実践を通じた検討をさらに進めるとともに、A. L. L. の活動やコンテンツ・プログラムの例等を令和4年3月22日の県議会に報告しながら、同年3月27日の美術館フォーラムでテーマに取り上げた。さらに、4月以降、県・市町村（学校組合）教育行政連絡協議会等で取組を共有している。</p>

令和2年度決算に係る定期監査の結果に対する措置状況

機関名	意見内容	講じた措置
	<p>できるよう、現在の建設準備の段階からさらなる検討を進められたい。その中で、必要に応じてハード面での対応も積極的に検討されたい。</p> <p>また、子どもだけでなく、幅広い年代の方が居住地に関係なく美術館設置のメリットを享受できるよう、鑑賞・教育中の託児サービスの利用方策や、ICT技術の活用など、環境づくりについても検討されたい。</p>	<p>また、美術館開館に向け購入したアンディ・ウォーホルの作品「ブリロの箱」について県内外に大きく話題を呼んだことから、学芸員による説明キャラバンや県民参加のシンポジウムを催して、県立美術館のコンセプトや作品の収集方針を丁寧に説明・周知を行うとともに、ウォーホル作品の収集意義のレクチャーや対話型鑑賞（一つの作品を複数人で鑑賞し、発見したことや感じたことを対話しながら鑑賞を深めていく鑑賞法）、子ども達が楽しみながら学ぶ教育的ワークショップ（例:「ブリロボックスをつくってみよう」）の素材として積極的に活用していく等、A. L. L. の機能充実と県内外に目玉としての「アートを通じた学び」の発信にも繋げていく。</p> <p>さらに、遠隔地の移動が困難な方に対しては、県内の美術館ネットワークのほか、ICTを活用するなどして美術館のサービスを享受できる環境づくりについても検討を進めている。</p>